

科学研究費助成事業（基盤研究（S））公表用資料  
〔平成30年度研究進捗評価用〕

平成 27年度採択分  
平成30年 3月 2日現在

雇用社会の持続可能性と労働法のパラダイムの転換

課題番号：15H05726

和田 肇 (WADA HAJIME)

名古屋大学・大学院法学研究科・教授



研究の概要

雇用社会の現在の状況を「危機」と認識し、それを克服する筋道を描くことが研究の中心的な目的である。学術的な問いとして、雇用社会の変化に対して労働法はいかに対応すべきか、雇用社会と法の持続可能性をいかに確保すべきか、それにふさわしい新たなパラダイムは何か、を提起している。

研究分野：法学

キーワード：雇用社会・持続可能性・非正規雇用・均等処遇・標準的労働関係

1. 研究開始当初の背景

雇用社会の劣化は、その現れ方や程度には相違があるものの、先進国に共通に見られる現象である。政権交替後のアベノミクの雇用戦略は、1990年代以降の規制緩和を基調とした雇用改革の再来であり、「失われた20年」の間に進行した「雇用社会の劣化」をより深刻化させ、労働法のレーゾンデートルを打ち崩す危険性が強まっている。「雇用社会の持続性」を確保・維持するためには、過度な市場メカニズム重視型の1990年代以降の労働法政策とそれを支える理論枠組みの転換が必要である。

2. 研究の目的

雇用法政策の課題として、労働法のパラダイム論争を分析し、それを前提に、新たな非正規雇用対策の方向性とそのための法規制のあり方の分析、中間層を厚くするような標準的労働関係モデルの今日的な姿の分析、そして、立法的規制と両輪を成す労働者利益代表システムの新たな制度モデルの抽出を設

定する。

3. 研究の方法

研究者と実務家から成る「労働法理論研究会」を形成し、理論研究、実務と理論を架橋した研究を実施する。比較労働法研究が重要な研究手法となるが、韓国、ドイツ、台湾の研究者の協力を得ながら共同研究を行う。

4. これまでの成果

研究の規定にある問題意識は、1990年代以降の労働法改革や企業経営・人事管理改革の中で、一方では雇用の不安定で労働条件格差がある非正規雇用が急増し、他方で正規雇用においても、それは雇用の不安定化や健康被害の危険が迫っているという現状に対して、いかなる処方箋を描くべきかにある。和田肇『労働法の復権』は、アベノミクスの雇用改革を総括的に分析し、立法提言を含む処方箋を描くものである。

基礎理論研究である西谷敏『労働法の基礎構造』は、戦後日本の労働法理論誌を振り返

り、労働法学の基礎的な重要概念について、歴史的な背景や理論状況の検討を踏まえ、著者の見解を展開した理論書である。戦後労働法学の理論的な総括であるとともに、労働法学の理論水準を引き上げた研究である。

2015年の労働者派遣法改正は、制定当初の制度からは完全に乖離し、全く新たな哲学で労働者派遣を規制しようとしたが、これに対して多くの学者や実務家から批判が出された。萬井隆令『労働者派遣法論』は、労働者派遣法の規制緩和政策を総合的・体系的に検討しており、現段階での労働者派遣法に関する最も体系的な研究書と言える。

ドイツ労働法の変容や現状分析として、藤内和公『ドイツの人事評価』、及び名古屋功『ドイツ労働法の変容』という理論書が公刊されている。

ボン大学の Raimund Waltermann 教授らの協力を得ながら、国際シンポを開催した。とりわけ2017年2月にボン大学で、「高齢化社会における持続可能な労働法・社会保障法」(Nachhaltiges Arbeits- und Sozialrecht in der alternden Gesellschaft)を開き、その成果が近日中にドイツの出版社から公刊されることになっている。

日韓の比較労働法研究の大きな成果として、2冊の研究書(前掲西谷著、同和田著)の韓国語訳が韓国で刊行された。日韓労働法フォーラムを3回開催したが、この共同研究を通じて、両国での共通課題等について明らかにされている。これらの研究成果は、日本と韓国でその都度雑誌において公表されている。

## 5. 今後の計画

最終年度である2019年度に共著を出版するために、18年度から本格的に作業を進める。これを通じて「持続可能な生活保障法体系」について提案をしたい。

ドイツ・ボン大学の Waltermann 教授らとの共同研究として、2019年度には日本で「労働者の利益代表システムと法」というテーマでシンポジウムを開催する計画である。

第12回日韓労働法フォーラムが、2018年12月20日前後に広島大学で開催される。2019年度には第13回を韓国で開催する計画である。昨年、韓国で政権交代があったことを受けて、労働法分野での法改革が進められようとしているが、それを扱う。

労働法をトータルに改革しようとするフランス労働法の研究について検討を行う。

第3回の日本と台湾の労働法フォーラムを2019年度に日本で開催する。

6. これまでの発表論文等(受賞等も含む)
  1. 「労働法における企業パラダイムの現状と可能性(上)・(下)」、矢野昌浩、法律時報90巻1号(2018年1月)119-124頁、同90巻2号(同年2月)122-127頁
  2. 『ドイツ労働法の変容』、名古屋功、日本評論社、2018年1月、全417頁
  3. 『ドイツの人事評価』、藤内和公、旬報社、2017年12月、全343頁
  4. 『노동법의 복원-고용 위기에 대항하여』、와다하지메(和田肇)、2017年9月、全287頁 \*著書6の韓国語訳
  5. 『労働法の基礎構造』、西谷敏、法律文化社、2016年6月、全338頁
  6. 『労働法の復権—雇用の危機に抗して』、和田肇、日本評論社、2016年5月、全289頁
  7. 「ジェンダー法学から見る労働法—より人間らしい労働の世界へ」、緒方桂子、法学セミナー737号(2016年6月)38-43頁

ホームページ等

<http://slrp.law.nagoya-u.ac.jp/>